

整理番号				
	/	2	8	

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>7</td><td>年</td> <td>0</td><td>1</td><td>月</td> <td>3</td><td>1</td><td>日</td> <td>他</td> </tr> </table>	0	7	年	0	1	月	3	1	日	他	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	7		9	3		8	8
0	7	年	0	1	月	3	1	日	他																
百万	千	円																							
	1	7																							
	9	3																							
	8	8																							

使 途	<p style="text-align: center;">事務所賃貸料</p> <p style="text-align: right;">199,320 × 0.90 = 179,388.0</p>
-----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団			
<p>③事務所賃貸料(令和7年2月~4月分)</p> <p>⑤高橋稔裕</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上の為按分します</p>				
<table border="1"> <tr> <td>別紙明細</td> </tr> </table>		別紙明細		
別紙明細				
<table style="margin-left: auto;"> <tr> <td>198,000</td> </tr> <tr> <td>1320 [振込手数料]</td> </tr> <tr> <td><u>199,320</u></td> </tr> </table>		198,000	1320 [振込手数料]	<u>199,320</u>
198,000				
1320 [振込手数料]				
<u>199,320</u>				
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>				
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>				

整理番号 / 2 8 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

- ③事務所賃貸料(令和7年2月～3月分)
- ⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56707	07-01-31	11:55	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)  認証			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
サイタマケソソキン
カツ
普通 0661651
クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハ"イ(カ様
登録番号 0001

ご依頼人
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 400336

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56702	07-02-28	15:41	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)  認証			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
サイタマケソソキン
カツ
普通 0661651
クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハ"イ(カ様
登録番号 0001

ご依頼人
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 300186

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号

128-3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

③事務所賃貸料(令和7年4月分)

⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56706	07-03-31	09:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (硬貨)
円 円 円			円

お振込明細またはご案内
 サイタマケツソソキン
 カジ
 普通 0661651
 クキミツヒツツトウツヤハツハイ(カ様
 登録番号 0001
 タカハツトツヒロ セイムカットウツムツヨ様

お受取人
 ご依頼人
 電話番号 09018170065
 取扱番号 400257

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社	
賃借人	住所		
	氏名	高橋 総裕	
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)		
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)		
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。		
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。		
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。		
期間	自 令和3年 5月 1日		
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。		
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。		
解約	賃貸人 3ヶ月前予告		
	賃借人 3ヶ月前予告 解約可能		
振込先			
	(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)		

整理番号 391

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	7 年 1 月 31 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	2	5	0	5	9	6
百万	千	円										
2	5	0										
5	9	6										
使途	<p>事務所賃借(2月分、135,000円・更新手数料143,000円)</p> <p style="text-align: center;">(278,000 + 440) × 0.9 = 250,596</p>											

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
39841	07-01-31	10:01
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥298,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

※領収書
※領収書
(別紙)

お振込明細またはご案内

お受取人
おサイタマケツソッキン
サカト
普通 8289798
ファイニエースト(カ様
登録番号 0005

ご依頼人
オカワタツ シェイムカットウツムリヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 400058

※領収書等には、①年月日、(記載)、④発行者、⑤宛名が記載され

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

[振込手数料]

用すること。

はされたか分かるような記すること。)

※按分した場合は、積算方法を示すに記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	登録番号	〇〇〇〇〇〇
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士氏名	〇〇〇〇
主たる事務所の所在地・簡号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-〇-2 ファイブエスエー 代表取締役 伊藤 〇〇 TEL:049-288-1101	業務に能事する埼玉県坂戸市八幡2-〇-2 ファイブエスエー 事務所所在地 簡号・名称 取引 熊 様 媒介 消費税 課税業者	

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付面積	築年月 1998年2月
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主氏名	住所: 〇〇〇〇
管理の委託先	埼玉県坂戸市八幡2-〇-2 ファイブエスエー株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-〇-2 TEL:049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有権者	氏名: 〇〇〇〇 住所: 〇〇〇〇
甲区 所有権にかかる権利に関する事項	乙区 所有権以外の権利に関する事項
	無 有
	抵当権

3. 設備状況等

水道	道公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	台無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	有(雑貨物扱い)		※店舗内の物は全て雑貨物

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと
- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
 - ⑤当該建築物が土砂災害警戒区域内か否か 土砂災害警戒区域外
 - ⑥当該建築物が造成宅地防災区域内か否か 造成宅地防災区域外
 - ⑦当該宅地建築物が津波災害警戒区域内か否か 津波災害警戒区域外

- 8. アスペストの調査に関して(やっていいない)
- 9. 耐震診断について
- 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 (該当しない) 耐震診断の有無 (無)
- 10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から 令和7年2月11日迄 (3年間)
11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込込み)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項	1. 協議の上 3年毎に更新することができる。 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減、経済情勢の変動、近隣賃料との不相当など)
敷金等の精算に関する事項	1. 滞納賃料等、賃金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(致障や不具合の放置、借主の責任によって生じた汚れ、キズ、汚損、破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します	
②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない	

13. 契約の解除に関する事項

(1)借主は、貸主に申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
(2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき又、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 設けない
16. 金銭貸借の有無	無
17. 供託所等に關する説明	保証協会の名称・所在地 (公)不動産保証協会 東京都千代田区船橋尾井町3-30 所屬地方事務所所在地 (公)不動産保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市西郷1-11-39 弁済業務保証金の供託所 東京法務局 東京都千代田区大手町1-3-3
18. 備考	

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました、なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました

令和4年2月12日 〇〇〇〇 氏名

更新同意書

物件の表示

所在地

名称 八幡店舗

賃貸人

賃借人 小川 直志

こちらをご返送お願いします。

NS₂₄₉

日本住宅ローン株式会社

【現行の契約内容】

令和4年2月12日～令和7年2月11日

項目	金額
月額賃料	130,000
管理費	5,000
敷金	270,000
火災保険(2年)	20,000

【新契約内容】

令和7年2月12日～令和10年2月11日

項目	金額
月額賃料	130,000
管理費	5,000
敷金	270,000
火災保険(2年)	20,000
・原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。	

私は上記物件の賃貸借契約を本書記載の通り更新する事を同意し、更新費用を別紙請求書の通りお支払いします。尚、原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。

退去時原状回復及び退去時清掃代の負担が有る場合は退去時までに

賃借人様、ご記入・

ご捺印(認印)をお願いします。

NS₂₄₉

日本住宅ローン株式会社

ご記入

賃借人	住所	[Redacted]		[Redacted]	
	氏名	小川 直志	電話番号		[Redacted]
連帯保証人	住所	[Redacted]		[Redacted]	
	氏名	[Redacted]	自宅携帯		[Redacted]
	勤務先	[Redacted]	勤務先電話		[Redacted]

代理人

ファインエステート(株)

埼玉県坂戸市八幡 2-3-2

TEL049-288-1101

保証人様、ご記入・

ご捺印(実印)をお願いします。

NS₂₄₉

日本住宅ローン株式会社

整理番号 1 2 9

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	7 年 2 月 3 / 1 / 8 日	支出額	百万 千 円 2 4 4 1 7 5
-------	---	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>豊岡事務所家賃として(令和7年2月~4月分まとめて)</p> <p>家賃1か月80000+駐車場1か月10000+(振込手数料440×90000/91000)=90435</p> <p>90435×3か月=271305、271305×0.9=244175</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
-----	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		*****		
取扱店	お取引日	時刻		
49741	07-01-31	14:11		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥91,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税	C 認証	
円 円 円				

お振込明細またはご案内

お取引人 **ミツヒツユー-イツ" Iイ**

普通 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0004

マツモトヨツアキセイムカット"ウツ"ムツヨ様

お取引人 **電話番号** XXXXXXXXXX

お取引人 **取扱番号** 300125

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

いこと。
りない場
を付すこ

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		*****		
取扱店	お取引日	時刻		
49741	07-02-28	12:29		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥91,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税	C 認証	
円 円 円				

お振込明細またはご案内

お取引人 **ミツヒツユー-イツ" Iイ**

普通 XXXXXXXXXX 様

登録番号 0004

マツモトヨツアキセイムカット"ウツ"ムツヨ様

お取引人 **電話番号** XXXXXXXXXX

お取引人 **取扱番号** 300121

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

し、〇〇H
がない場合

整理番号 1 2 9 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

振込金額91000円の内、1000円は水道料金
(水道料金は事務費で計上)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
49741	07-03-28	13:07
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥91,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		J C 認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内
お取引人
ミツビシユー・イフク”イ
普通 XXXXXXXXXX 様
登録番号 0004
マツモトヨシアキセイムカット”ウツ”ムソヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納
取扱番号 400085 付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を均付しない場合は*印で消しております。 →

129-2

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	長谷部様扇台貸事務所 1階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市扇台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市扇台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設	無し			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023(令和5)年 6月 1日 から 2026(令和8)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	必ずご加入下さい	敷 金	160,000円 (賃料2ヵ月分)
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	礼 金	80,000円 (賃料1ヵ月分)
水道代	月額 1,000円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

129-3

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 5月 27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	松本 義明	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載		
	極度額		円	

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 狭山台商事	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川 義明	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(8)第15603号	免許証番号 大臣知事()第 号
宅地建物取引士	氏名	[Redacted] 印	氏名
	登録番号	[Redacted]	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 狭山台商事	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	事務所所在地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 74

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	07 年 01 月 31 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> </tr> </table>								2	7	5	9	4
	2	7	5	9	4										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>07年12月28日 07年03月31日</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;">$10000 \times 9 = 90000 + 660 = 90660 \times 0.9 = 27,594$</p> <p style="text-align: center;">事務所経費代 1A,2A,3A 稼1,職員1</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙添付

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

74 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0018
取扱日	口座番号等		
07-01-31			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	09:23		
お支払可能残高			

マツサワタケシケンキ
 カイキインジムシヨク
 様
 * 印 紙 税 申 告 納
 控 印 * * * * *
 048-945-0992 * 税 務 署 承 認 済

JAバンク

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0014
取扱日	口座番号等		
07-02-28			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	10:02		
お支払可能残高			

マツサワタケシケンキ
 カイキインジムシヨク
 様
 * 印 紙 税 申 告 納
 控 印 * * * * *
 048-945-0992 * 税 務 署 承 認 済

JAバンク

埼玉県議会自由民主党議員団

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
 どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
4864	4864015	62	0095
取扱日	口座番号等		
07-03-31			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥10,000
おつり	お取引後残高		
時刻	13:57		
お支払可能残高			

マツサワタケシケンキ
 カイキインジムシヨク
 様
 * 印 紙 税 申 告 納
 控 印 * * * * *
 048-945-0992 * 税 務 署 承 認 済

JAバンク

埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場使用契約書

貸主 様 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県吉川市中野 115-4
名称	
指定場所	自動車2台分

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和6年7月1日から 令和7年6月30日までの 1年0ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和5年7月1日(使用中)

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %		
------------	--------------------------------------	--	--

支払期限： 毎月 日までに 当月分・ 翌月分 を支払う

支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替 <input checked="" type="checkbox"/> 振込み	金融機関： 口座番号： 口座名義人： TEL：
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先：

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
	適格請求書発行事業者の登録を受けている場合はその番号	

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号()第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

整理番号 177-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	17 年 11 月 31 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">290</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">40</td> </tr> </table>	百万	千	円		290	40
百万	千	円							
	290	40							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">事務所駐車場代(7.2月~7.4月分)</p> <p style="text-align: center;">12,100円×3か月×8/10=29,040円</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50641	07-01-31	14:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

※領収書
※領収書
(別紙に

すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
ブツカイステート(カ様)

ご依頼人 アサイアキラ セイムカット ウツムツヨ様

電話番号 048-962-5777
取扱番号 310017

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

(出されたか分かるような記載)

整理番号 177 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号								
0017	XXXXXXXXXX	*****								
取扱店	お取引日	時刻								
50641	07-02-28	14:35								
お取引内容	お取引金額(円)	手数料								
振込	¥12,100	¥110								
お取引後の残高(円)		おつり								

お取引現金内訳 (硬貨) C 認証										
<table border="0"> <tr> <td>(1万円)</td> <td>(5千円)</td> <td>(1千円)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>万</td> <td>千</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> </table>			(1万円)	(5千円)	(1千円)	円	万	千	千	円
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円							
万	千	千	円							

お振込明細またはご案内
お受取人
埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
フソカエステート(カ様)
アサイアキラ セイムカット ウツムツヨ様
ご依頼人
電話番号 048-962-5777
取扱番号 280018

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 177-3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号			
0017					
取扱店	お取引日	時刻			
50641	07-03-28	14:12			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥12,100	¥110			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳		認証			
(1万円)	(5千円)	(1千円)			
円	千	円			
お振込明細またはご案内					
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フソカイステート(カ様)				
ご依頼人	アサイアキラ セイムカット ウツムツヨ様 電話番号 048-962-5777 取扱番号 280005				
			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済		

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
- (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (3)乙が次の行為を行ったとき。

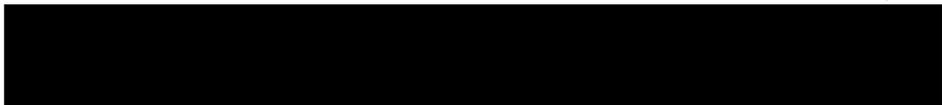
- ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
- ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人



上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
 文化エステート株式会社
 氏名 代表取締役 中山 寧子
 電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
 氏名 茂井 明
 電話 048-962-5227

整理番号

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="19"/> <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> 日
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 百万 千 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> 円 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 $14,000 \times 0.8 = 11,200$)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所駐車場代と12(19.25.1月分)</p>
支 出 先	

<p>上記のとおり支出しました。</p>		
<p>支出者名</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>	

駐車場賃貸信契約書

(自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	号
車種及びナンバー		
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、締結を締結する。
- 第1条 賃貸信契約は、**2015年10月10日**より**2016年10月9日**迄1ヶ月間とする。貸し期間満了の場、必要あれば当事者合議の上、本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地震等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

2015年10月10日

貸主(甲) 住 氏 所 名 姓

借主(乙) 住 氏 所 名 姓

双方同意の上、自印更新

整理番号 141

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 年 6 月 3 / 6 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">56997</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		56997	
百万	千	円							
	56997								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>駐車場賃貸料 3ヵ月分 (1/31・2/28・3/31)</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄 株成堀不動産

横川 雅也 $21,110 \times 3ヵ月 \times 9/10 = 56,997$
(110円手数料)

07-01-31	送金	*21,000	ATM カマツホリック
07-01-31	手数料	*110	
5 07-02-28	送金	*21,000	ATM カマツホリック
6 07-02-28	手数料	*110	
21 07-03-31	送金	*21,000	ATM カマツホリック
22 07-03-31	手数料	*110	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

141-2

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED]
車種	軽自動車、その他	車番	
		色	グレー
契約条項	駐車料	月額	7,000円 (内消費税) 636円
	駐車場更新手数料	賃料の 1か月相当額	21,000円 (内消費税) 1,909円
	更新費用合計金額		21,000円(税込)

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13		自宅TEL	[REDACTED]
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員	携帯

担当者 [REDACTED]

5年 7月 10日

(甲) 住所

氏名

(乙)

所在地

〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2

株式会社 松堀不動産

会社名

横川雅也事務所
県政調査室

電話番号

TEL (0493)77-5050
FAX (0493)77-1000

書類送付先

〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

整理番号

155

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	7年1月31日、2月28日、3月31日																
支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 145000円×9/10×3ヶ月=391,500円)	百万	千									3	9	1	5	0	0
百万	千																
		3	9	1	5	0	0										
使途	2.3.4月分事務所賃借料																
支出先																	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



155-2

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡ (12坪)		
賃料総額	壹ヵ月金 ¥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ¥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃賃料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上で債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務より破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いを 1ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

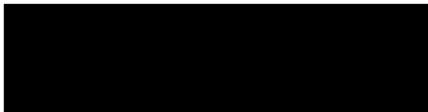
第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共有部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座



155-4

契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和5年6月30日

貸貸人(甲)住所

氏名

貸借人(乙)住所

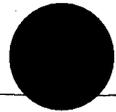
氏名

本籍地

勤務先

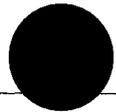
電話番号

[Redacted]



[Redacted]

新井一徳



[Redacted]

048(594)1600

整理番号			41
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td> </td><td>7</td><td>年</td><td>0</td><td>1</td><td>月</td><td>3</td><td>1</td><td>日</td></tr> </table> 、2月28日、3月31日		7	年	0	1	月	3	1	日
	7	年	0	1	月	3	1	日		
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: auto;"> <tr><td> </td><td>2</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> 円 <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 100,000 × 0.9 = 90,000 × 3 = 270,000)</p>		2	7	0	0	0	0		
	2	7	0	0	0	0				
使途	2, 3, 4月分 事務所賃借料									
支出先	株式会社ヨコハウス									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は末記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1 年 6 月 1 日
至 令和 3 年 5 月 31 日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合には、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1) 賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2) 本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3) その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
 - (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめられるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地変その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平成 元年 6月 1日

貸貸人(甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

貸借人(乙) 住 所 さいとう市大宮区浅間町2-78 大宮パステルビル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m ²

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

覚書

賃貸人 株式会社ヨコハウス (以下「甲」という) と 賃借人 藤井たけし事務所 (以下「乙」という) とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書 (以下「原契約」という) の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3年 12月 27日

賃貸人 (甲) 東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人 (乙) 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パステラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称 大宮パステラルハイム
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地 (住居表示)
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物件の表示 —

建物名称 大宮パストラルハイム
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5㎡

以上

整理番号				42
------	--	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>年</td> <td>01</td> <td>月</td> <td>31</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">2月28日</td> </tr> </table>	7	年	01	月	31	日	2月28日						支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>00</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円				2	1	6	00
7	年	01	月	31	日																						
2月28日																											
百万		千		円																							
		2	1	6	00																						

使 途	<p>2, 3月分 駐車場賃借料</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 2 = 21,600$</p>
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙明細</div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin-left: 20px;"></div>	
<p>_____ [振込手数料]</p> <p>=====</p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

8710521892726 7



野村證券株式会社

2年用

No.

領収証

番号

藤井 たけし 様

自 年 月 日
至 年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2025年 2月分	2025年 1月 31日 受取りました ¥12,000-	領 収 印 鑑	
2025年 3月分	2025年 2月 28日 受取りました ¥12,000	領 収 印 鑑	
2025年 4月分	2025年 4月 2日 受取りました 12,000	領 収 印 鑑	

年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	

整理番号			4	3
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td> </td><td>7</td><td>年</td><td>0</td><td>1</td><td>月</td><td>3</td><td>1</td><td>日</td></tr> </table> 、2月28日、3月31日		7	年	0	1	月	3	1	日
	7	年	0	1	月	3	1	日		
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: auto;"> <tr><td> </td><td> </td><td>4</td><td>0</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> 円 <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 15,000 × 0.9 = 13,500 × 3 = 40,500)</p>			4	0	5	0	0		
		4	0	5	0	0				
使 途	2, 3, 4月分 駐車場賃借料									
支 出 先	[REDACTED]									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[Redacted]	印鑑	●
	氏名			
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	●
	氏名	藤井 健 克		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町 2-73 ⁻¹			
2	駐車場区画	●			
3	車 両	車名	登録番号	特約	登録車両以外無断駐車厳禁
4	賃 料	一カ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月前納
5	期 間	自 年 月 日	至 年 月 日	満 年間	特約 更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは無催告解除
8	解 約	賃貸人	カ月前予告	賃借人	カ月前予告
9	保証金	金	0 円也	契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還	
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。			

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号			3	9
------	--	--	---	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">7</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">及び2月27日,3月28日</p>	7	年	1	月	3	1	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">6</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	3	1	3	0	5	6
7	年	1	月	3	1	日										
3	1	3	0	5	6											

使 途	事務所賃貸料 令和7年1,2,3月分 $390000 \times 0.8 + 1,320 \times 0.80 = 313,056$		
-----	---	--	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団																				
<table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%; text-align: center;">家賃</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">振込手数料</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>1月分</td> <td>130000 円 × 0.8 +</td> <td>440 円 × 0.8 =</td> <td>104352 円 1月31日 振込</td> </tr> <tr> <td>2月分</td> <td>130000 円 × 0.8 +</td> <td>440 円 × 0.8 =</td> <td>104352 円 2月27日 振込</td> </tr> <tr> <td>3月分</td> <td>130000 円 × 0.8 +</td> <td>440 円 × 0.8 =</td> <td>104352 円 3月28日 振込</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計</td> <td>313056 円</td> </tr> </table>		家賃	振込手数料		1月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 1月31日 振込	2月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 2月27日 振込	3月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 3月28日 振込	合計			313056 円	
	家賃	振込手数料																			
1月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 1月31日 振込																		
2月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 2月27日 振込																		
3月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 3月28日 振込																		
合計			313056 円																		

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50506	07-01-31	10:58
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

ご依頼人 電話番号 048-924-8011
取扱番号 400141

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10405	07-02-27	15:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

ご依頼人 電話番号 048-924-8011
取扱番号 600004

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50505	07-03-28	14:48
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 

登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

ご依頼人 電話番号 048-924-8011
取扱番号 300357

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙) 木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	[] 家建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
	建て方	一戸建	構 造	木 造
			二階建て	工事完了年 平成12年完了 以後大規模修繕等なし
住戸部分	間 取 り	1 階 2LDK		2 階 3K納戸付
	面 積	135,22㎡		(それ以外にバルコニーあり)
	設 備 等	トイレ 有り 浴室 有り 洗面台 有り 洗濯機 有り 給湯設備 有り ガスコンロ 有り 冷暖房設備 有り 備え付け照明設備 有り 鍵 3 個	特記事項なし	
		使用可能電気容量 50 アンペア ガス 都市ガスあり 上下水道 公共上下水道・浄化槽あり		
付属施設	駐 車 場	含 む		
	バイク置場	含 む		
	自転車置場	含 む		
	物 置	含 む		
	庭	含 む		

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協 議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

[Redacted]

木下博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]



整理番号			4	5
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	7年 1月 31日 及、2月28日、3月31日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">152</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	3	1	152
百万	千	円							
3	1	152							

使 途	事務所セコム使用料 令和7年1,2,3月分 $38,940 \times 0.80 = 31,152$
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

セコム株式会社

1月分 12980 円 × 0.8 ≒ 10384 円
 2月分 12980 円 × 0.8 ≒ 10384 円
 3月分 12980 円 × 0.8 ≒ 10384 円
 円
 合計 31152 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

45

1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

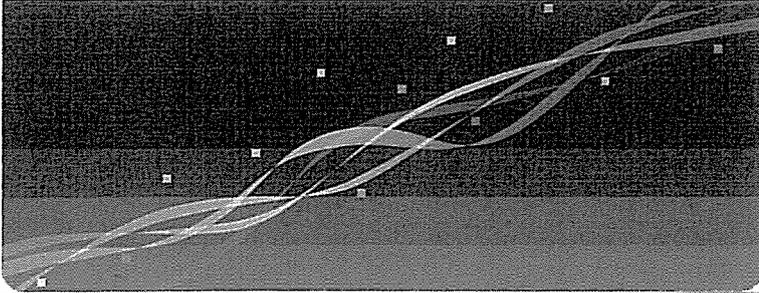
店番 口座番号



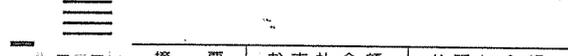
埼玉県議会 木下 博信様

埼玉りそな銀行

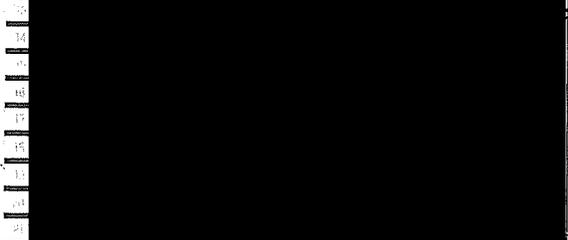
普通預金通帳



07-01-31 .振替 *12,980 七三六.カ



07-02-28 .振替 *12,980 七三六.カ



07-03-31 .振替 *12,980 七三六.カ



○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお振戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差し控高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の残高の場合は、円単位となります。

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>（該当する経費の番号を○で囲む）</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 <input checked="" type="radio"/> 7：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> 日
支出額	<p style="text-align: right;">千</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <input type="text" value=""/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="7"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="2"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="8"/> 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">（按分した場合の積算方法 529,221 × 0.9 = 476,298</p>
使 途	事務所賃料・駐車場2月～4月分
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

48-2

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所在地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5 (登記簿)			
	構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
	面 積	2階の一部 約50.89㎡			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	

48-3

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限:	毎月末日までに	翌月分	を支払う
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[]	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	[]
所在地	[]	TEL []
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 []) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優

整理番号 1199

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	07 年 02 月 04 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">204</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		204	2
百万	千	円							
	204	2							

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2552 × 0.8 = 2042</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
兼 領収書

ダスキンの街フランチャイズチェーン店
ダスキンの街
有限会社クリーンジョブ
〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 07年 02月 04日 次回訪問日 04月 01日 C火 00999 8W

取引 (現金)

T6030002082557

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
*WHIH 吸塵・吸水マット1台リース代 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること 別紙にも番号を記入してください	2	2	1276	2	2552					
10%合計					2,552					
					(232)	内消費税				

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
(10%)	2,552	232	2,552
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額

伝票 NO.000116801

受領サイン

担当者名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

	1	2	9
--	---	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">7</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 日	0	7	0	2	0	5	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>		4	2	5	7	0
0	7														
0	2														
0	5														
	4	2	5	7	0										

使 途	<p>事務所清掃代</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">47,300 × 0.90 = 42,570.0</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p>③事務所清掃代として ⑤高橋稔裕 政務活動に使用する割合が9/10以上の為按分します</p> <p style="margin-top: 20px;">領 収 証</p> <p style="margin-left: 100px; font-size: 2em;">高橋稔裕</p> <p style="margin-left: 150px;">No. _____</p> <p style="margin-left: 150px;">様</p> <p style="margin-left: 100px;">★ 47,300</p> <p style="margin-left: 50px;">但 清掃代と2</p> <p style="margin-left: 50px;">R7年 2月 5日 上記正に領収いたしました</p> <p>内 訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 30%;">税抜金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等(%)</td> <td style="text-align: center;">X</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px; font-size: small;">〒347-0043 埼玉県加須市馬内994 加須のおそうじ屋さんドリー 代表 岡安 毅 TEL 070-4500-0480</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center; font-size: 8px;"> 加須市 おそうじ 屋さん ドリー </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">(うな記載)</p>	税抜金額		消費税額等(%)	X	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
税抜金額					
消費税額等(%)	X				

整理番号 1 7 6

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 7 年 2 月 5 日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 5 千 3 円 4 円 6 円</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	--	-------------------------

使 途 廃棄物処理代

$5,940 \times 0.9 = 5,346$

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
38008	07-02-05	13:01
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証
円 円 円		円

廃棄物処理代 1月分
(可燃・不燃・70%・資源等)

別紙明細

440円 [振込手数料]

お振込明細またはご案内

お受取人 **埼玉縣信用金庫 鴻巣支店**
普通 0507032
1) ササツ マツヨウテソ様

ご依頼人 **カネコウタセイムカット マツ ムツヨ様**

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 300029

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

印紙税申告納付済
税務署承認済

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(蓋)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

請求書

2025年 2月 1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原料
有限会社 笹島

埼玉県鴻巣市雷電1丁目1番19号
電話 048(541)0637
電話 0493(54)5977
FAX 048(541)8870



下記のとおり 申し上げます

税込合計金額	¥5,500	税率	10%	消費税額	500
--------	--------	----	-----	------	-----

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)				摘要
1/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00			500	00	
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店							
	合計					500	00	

整理番号 0092

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	--

支出年月日	07年02月14日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>¥</td> <td>1350</td> <td>99</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	¥	1350	99
百万	千	円							
¥	1350	99							

使 途 政務活動事務所賃借 3月分
(+表达料110円)

領収書等貼付欄 政務活動に使用する割合が9/10であるため

$$150110 \times 0.9 = 135099$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(接番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



0092-1

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/02/14
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	0 円
出金金額合計	150,110 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

[閉じる](#)

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日から	3年 月間	
終期	2026年7月11日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円・税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円・税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引					
		円			円
礼金		0 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名	埼玉りそな銀行	支店	口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0092-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/>	円

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市市場新町14-2

氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]

氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 貸主 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 [Redacted] 359 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県川越市市場新町14-2

事務所所在地

商号 株式会社 秀拓

商号

代表者等 米原 恭淳

代表者等

登録番号 [Redacted] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

宅地建物取引士

整理番号 147

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>7年 2月 14日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2250</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		9	2250
百万	千	円							
	9	2250							

<p>使 途</p>	<p>政務活動事務所着板代</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">$102500 \times \frac{9}{10} = 92250$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

147

2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領収証

2025年 2月14日

東山 とおる 様

(課税額 93,182)
(税10.0% 9,318)

金額 ￥102,500-

但し
政務活動事務所ガラス看板
代金として
上記 領収いたしました。

屋内外看板・幕・旗・のぼり
有限会社 タカラ
代表取締役 島崎克之

〒350-1305 狭山市入間川3-20-8
TEL. 04-2953-8835 FAX. 04-2952-1308
登録番号：T7-0300-0203-3996



整理番号 332

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	7 年 2 月 20 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 176000円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法 $220,000 \times 0.8 = 176,000$)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所費(2月分)</p> <p style="font-size: large;">事務所賃借料</p>
支 出 先	<div style="text-align: center;">[REDACTED]</div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号 1145

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	7 年 2 月 20 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">百万</td> <td style="padding: 0 5px;">千</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 30px;">9</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	7	4	3	3	9
百万	千	円										
1	7	4										
3	3	9										

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>政務活動事務所家賃、共益費、駐車場代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">193710 × $\frac{9}{10}$ = 174339</p>
----	---

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10404	07-02-20	12:09	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)			

お振込明細またはご案内

お受取人	埼玉りそな銀行 狭山支店 普通 3518568 サヤマツウツウ(カ様)
ご依頼人	ヒカ「サヤマツウツウ」ムツヨ様

電話番号 0 [REDACTED]
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

3月分

使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③枚数、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

令和6年3月1日～令和11年2月28日

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7			
	種 類	事務所			
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建			
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)			
	使用目的	事務所			
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山ショップ702 (名称) 聖和商行株式会社	貸 主	神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山ショップ702 (名称) 聖和商行株式会社	
	賃 料	月額金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税30,000円)	
	共 益 費	月額金 10,000円 (外消費税1,000円)	敷 金	金150,000円	
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分		保 証 金 償 却	
更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)				
敷金の返還時期		物件明渡し日より3ヶ月以内			
火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)				
看板使用料	無				
契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間				
引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する				
賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>				
	金融機関		支店名		
	口座種類		口座番号		
	名義人		フリガナ		
支払期限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする				
(C) 保証	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人	極度額	家賃債務保証会社	社名	
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。					

特約事項

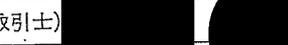
- 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和6年2月24日

貸主・甲	借主・乙
聖和商行株式会社 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山 代表取締役 北野 敦也	 東山 徹
	連帯保証人・丙
	
印	

媒介業者

[取引態様]「貸借」/媒介・代理	[取引態様]「貸借」/媒介・代理	[取引態様]「貸借」/媒介・代理
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号 [免許年月日] 令和4年5月17日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] 埼玉県知事(5)第19372号 [免許年月日] 令和3年7月13日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウスネット [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 第 [] 号
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	壹ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 ー 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 ー 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和 6年 4月 1日より令和 11年 2月 末日迄
向う 5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文) に違反した場合は、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

- ① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)
- ② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)
- ③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。
- ④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。
- ⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)
- ⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸主(甲)	
氏名	聖和商行株式会社 代表取締役 北野 敦也
借主(乙)	
住所	[REDACTED]
フリカマ 氏名	東山 徹
自宅TEL ([REDACTED])
勤務先TEL ([REDACTED])

媒介業者
 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員
 住所 埼玉県狭山市祇園2番13号
 商号 狭山不動産株式会社
 代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者
 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員
 住所 埼玉県狭山市祇園1番1
 商号 株式会社ハウスネット
 代表者 代表取締役 新井靖
 TEL 04-2956-5500

令和6年11月吉日

東山 徹 様

管理会社 : 狭山不動産株式会社
業務委託会社 : 株式会社ハウスネット

「北野第2ビル」管理受託と

賃料支払方法変更とのご通知及び駐車場契約締結のご案内

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、貴方様のご契約されている『北野第2ビル』の貸主様のご依頼により、駐車場賃料集金の管理業務を令和7年 1月 1日より弊社がお引き受けすることになりましたのでご通知申し上げます。

尚、銀行にて自動送金手続きをされている方は、お手数でも当該銀行での自動送金中止の手続きをお願い申し上げます。

敬具

尚、管理会社変更に伴いまして令和6年12月分迄が 『聖和商行 株式会社』
令和7年1月分より (株)狭山不動産にて収納業務の区分とさせて頂いております。

記

*令和6年12月末までに令和7年1月分より賃料は下記口座にお振込みください。

【振込先】	口座名義人	狭山不動産株式会社
	金融機関	埼玉りそな銀行 狭山支店
	口座番号	(普通) 3 5 1 8 5 6 8

【管理会社】狭山不動産株式会社

【お問合せ先】株式会社ハウスネット

狭山市祇園1-13

TEL 04-2956-5500

定休日：水曜日

整理番号 1166

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 ⑧:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	07 年 02 月 21 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4356</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					4356	
百万	千	円										
	4356											
使途	<p>1月分事業ゴミ処理代</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;"> $4,400 \times 0.9 = 3,960$ $440 \times 0.9 = 396$ </p>											

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
57248	07-02-21	09:17	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥4,400	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(使 貨)
円	円	円	円

尾澤三郎 埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

¥440 [振込手数料]

孔ないこと。
 が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (支辨)を付すこと。

お振込明細またはご案内

お受取人
カメラリツキ
ミサト
普通 0178856
1) ネットセイソク様
登録番号 0002
アイサーワケイイチロウ セイムカフナウサ様

ご依頼人
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400071

印紙税申告納
税務署承認済

*印紙税を精付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 6 6 - 2

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

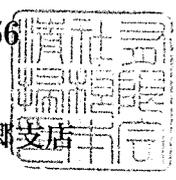
請 求 書
 (発行日 7 年 2 月 4日) No. _____

有限会社 **根 本 清 掃**

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856

登録番号 : T9030002049553



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(7 年 1 月 31日締切分) PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
		0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
7	131	299	ゴミ処理代基本料1月分	1	台	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》				<御買上額: 4,000 [御入金額: 4,400]
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額: 4,000)				400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				(400
		【御入金額合計】				4,400
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2005年2月21日 NO. _____

¥ 4400 -

但し1月分事業費回収代 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 7400-(10%)

現金 _____

小切手 _____

T9030002049553

尿管浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 尿管浄化槽清掃

有限会社 根本清掃

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197

収 入 係

印 紙

J104953

整理番号 134

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>7年 2月 21日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>49500</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	--

<p>使 途</p>	<p>政務活動事務所賃借料 (令和7年3月分)</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p>$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
------------	---	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。ASOSHA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56702	07-02-21	15:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	円	円

お振込明細書は下記番号
お受取人 XXXXXXXXXX
ご依頼人 ナハ タツヤ様
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 210001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

55,000

0 [振込手数料]

55,000

紙を使用すること。

※領収書等には、①年者、⑤宛名が記載され
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

に支出されたか分かるような記載)、④発行と。)

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也



整理番号	235
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	07年 02月 25日	支出額	百万 千 円 2 7 0 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	家賃 (3月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄

⑤ 柿沼 貴志

① 令和7年2月25日

③ 家賃 (3月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56510	07-02-25	10:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証
円 円 円		円

※ 領収書は、重ねて
※ 領収書を貼るスペース
(別紙にも整理番)

お振込明細表はご案内

お受取人

カキマタカツセイムカサト カツムソヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 250001

印紙税申告納付につき補和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿)	埼玉県行田市忍2丁目148番地1	家屋番号
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡(登記面積		㎡)	
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)		
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)		
札 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税		
その他の条件		自治会費は借主負担。					
貸与する鍵	鍵 No.						
	本 数						
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで					
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込						
	<input type="checkbox"/> 持 参					持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落					委託会社名	

整理番号	236
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	07年 02月 25日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>599</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	599
百万	千	円							
	4	599							
※政務活動費を充当した金額を記載									

使 途	駐車場代 (3月分) ① ¥5,110 × 0.9 = ¥4,599 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄
⑤ 柿沼 貴志

- ① 令和7年2月25日
- ③ 駐車場代 (3月分) ①

※領収書は、重
 ※領収書を貼る
 (別紙にも整理)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56510	07-02-25	10:04	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	千	円	円

お振込明細またはご案内	
お受取人	カキマタカサセイムカツドウツウムヨ様
ご依頼人	電話番号 [REDACTED]
	取扱番号 250001
	紙税申告納付書と併せて浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

★ 契約期間は満ちていますが
自動更新になっています。

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)
 動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円
支払期限: 契約時一括支払い	
支払方法	1. 口座振替 振込先金融機関名: [] 預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	2. 振込
	3. 持参 持参先: []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 () 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条

てはな
2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

(乙の
第6条

(契約
第7条

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害か

※印は実印

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

整理番号	237
------	-----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	07年 02月 25日	支出額	百万 千 円 [] [] [] 9 0 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代 (3月分) ② ¥10,000 × 0.9 = ¥9,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 領収書等貼付欄 | ① 令和7年2月25日
③ 駐車場代 (3月分) ② |
|---------|-------------------------------|
- ⑤ 柿沼 貴志

※ 領収書は、重ね
 ※ 領収書を貼るス
 (別紙にも整理)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56510	07-02-25	10:05
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (硬 C 認証)		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円
お振込明細またはご案内		
[REDACTED]		
カキマタカツセイムカツトウツムソコ様		
電話番号	[REDACTED]	税申告納
取扱番号	250001	税務承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

☆契約期間は
過ぎていまして
自動更新になって
います

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍 2 丁目 144 番 1144 番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 1 年間

頭書 (4) 賃料

10,000 円/2 台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号 95 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	7 年 2 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2474</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	2474
百万	千	円							
	1	2474							

使途	<p>来客等 駐車場賃借料(2台分) 2月分 $6600円 \times 2台 + 660(手数料) = 13860円$</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $13860 \times \frac{9}{10} = 12474$</p>
----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">※別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 20px auto; padding: 5px;">別紙明細</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>_____ (振込手数料)</p> <p>_____</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	<p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 95 - 2

店番 □座番号

渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

8

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	07-02-25 送金	*13,860		
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

←馬車料(2分) 2月分

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

8

整理番号 95 - 3

新白岡駅東口 齊藤 勲 パーキング契約書

賃貸人	[REDACTED]			(以下甲という)
賃借人	渡辺 聡一郎			(以下乙という)
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 [REDACTED]			
名称	[REDACTED]	パーキング	番号	[REDACTED]
賃料	月額金	6,600円		
車種・車番	707ウス	[REDACTED]	他1台	
賃料振込先	口座名義 [REDACTED]			(振込手数料は乙の負担とする)

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日から2025年6月30日 迄向こう2年間
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払う
ものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が
不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

1. 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
2. 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
6. 違法車両(改造車)の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口 [] パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。
尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年 7月 / 日

賃貸人(甲) 住所 []
氏名 []
電話 [] FAX []

賃借人(乙) 住所 []
氏名 渡辺 聡一郎
電話 [] 携帯 []

整理番号 182

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 7年 2月 26日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">104796</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	--	-------------------------

使 途 建物賃借料(事務所3月分家賃料・駐車場代)

$116,440 \times 0.9 = 104,796$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	XXXXXXXXXX	*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38052	07-02-26	14:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥116,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

事務所3月分
家賃料 110,000円
駐車場代 6,000円

別紙明細

440円 [振込手数料]

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

お依頼人

カナコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 300074

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

よいこと。
足りない場合は、別紙を使用すること。
)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③便途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	大間事務所			1-2 階	
	所在地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3				
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3				
	種類	事務所	家屋番号	798番3		
	構造	軽量鉄骨造				
	面積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約	22.21 坪)	その他使用	m ² (約 坪)
		バルコニー	m ² (約	坪)	可能な面積	
	物件の所有者	(住所)				
		(氏名)				
	使用目的	事務所				
頭書(2) 賃貸借条件	賃料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷金	(賃料の 1 ヶ月分)		
	管理費	月額 円(うち消費税 円)		(金額) 220,000 円		
	共益費	月額 円(うち消費税 円)	礼金	(賃料の 1 ヶ月分)		
	駐車料	月額 円(うち消費税 円)		(総額) 0 円 (うち消費税) 0 円		
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権利金	(総額) 円		
	雑費	月額 円(うち消費税 円)		(うち消費税) 円		
	保険料	総額 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 円		
	保証料	円		(うち消費税) 円		
	保証金	円(3.3m ² 当たり)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		(別途消費税)		
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他	・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)	(償却分は、償却時から10日以内に揃えなければならない。)			
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先				振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)	
	口座名義人				110,000 円	
	口座引落	委託会社名				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。						

付帯駐車場使用契約書

【物件の表示】

名 称	大間事務所	駐車場No	No. [REDACTED]
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

【駐車料等】

駐 車 料	月額	6,000 円(うち消費税	円)
備 考			

【契約車両および任意保険】

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【印 記 簿 記 簿】



【貸主】



【貸主代理】
埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



整理番号

208-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	07年02月26日								
支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> 百万 千 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)			6	4	0	0	0	0
		6	4	0	0	0	0		
使 途	3月分事務所賃借料								
支 出 先									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



